

## 知立市電子図書館導入委託業務仕様書

本仕様書は当該業務に関して基本的な事項を提示したものである。そのため、その他必要と認められる事項については、創意工夫し提案すること。

### 1. 業務名

知立市電子図書館導入委託業務

### 2. 目的

本業務は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する新しい生活様式に対応し、来館が難しい方へのサービスの提供が可能となる、「電子図書館システム」の導入を行うものであり、電子図書館の開設により、より多くの市民に学ぶ喜び、知る喜びを提供することを目的とする。

### 3. 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで（以後継続使用を想定）

※令和5年2月1日システム稼働予定

### 4. 業務内容

- ① 電子図書館システムの調達及び運用
- ② 電子図書館システムの維持管理（サービスの提供）
- ③ 電子書籍の提供
- ④ その他の電子図書館事業の目的達成に必要な業務

### 5. システム構築仕様

#### (1) システム構成

クラウド方式とし、維持管理費用の削減及び管理の簡素化を図ること。

#### (2) 安定稼働

システムの障害、機器の故障に備え、サービスが停止しないような構成とすること。

### 6. システム導入

#### (1) 進捗管理

- ① 契約締結後、速やかに知立市と電子図書館システム構築に向け協議を行い、システム導入業務に係る工程表を提出すること。

- ② 提出後は工程表に基づいて、本稼働までの進捗管理を実施すること。

## (2) 電子図書館システム

- ① 利用者がインターネットを經由し、Web サイトに接続することで、電子書籍の検索・貸出・閲覧・返却ができること。
- ② 受託者が提供する電子書籍に加え、図書館が保有する電子データで作成された資料を配信できること。

## 7. 電子書籍の提供

電子図書館システム稼働開始までに、知立市図書館が指定する電子書籍を提供すること。

## 8. 電子図書館システム運用支援

電子図書館システム稼働開始までに、電子図書館システムの操作方法等の研修及び操作説明書の作成・提供等の運用支援を実施すること。

## 9. 導入後の維持管理業務

### (1) サービス提供時間

毎日 24 時間サービスが利用できること。

ただし、やむを得ずメンテナンス等のためサービスを停止する場合は、事前に発注者へ通知するものとし、可能な限り短時間とすること。

### (2) サポート及び障害対応

システム導入業務及び維持管理業務において、障害等の不具合が発生した場合は速やかに発注者へ連絡し、不具合解消の対応を行うこと。また、不具合解消後も、速やかに発注者へ連絡すること。

### (3) データ所有権

本業務で管理する利用者に関する各種データについては、その所有権は知立市に帰属するものとする。

## 10. 納入成果物

納入成果物及び納入期日については、次のとおりとする。なお、(1)を除く納入成果物については、電子データを知立市図書館に納入すること。

[成果物]	[納入時期]	[数量]
(1) 電子図書館システム	運用開始日までに	1 式

(2) 打合録	実施後 7 日以内	1 式
(3) 管理者用操作説明書	研修開始時まで	1 式

#### 1 1. その他

本仕様書について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上定めるものとする。